

「北海道地域振興条例の改正について(素案)」についての意見募集結果

平成26年8月18日

意見の概要	意見に対する道の考え方※

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先  
総合政策部地域づくり支援局  
地域政策課(地域政策グループ)  
電話011-231-4111  
(内線23-463)